構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法		
外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地		
構造耐力上主要な部分である部材の地面から一メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置		
構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	使用構造材料一覧表	
令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	令第四十条ただし書、令第四十二条第一項第二号若しくは第三号、令第四十三条第一項若しくは第二項ただし書、令第四十六条第三項本文若しくは第四項又は令第四十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	
令第四十二条第一項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十二条第一項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第四十二条第一項第三号に規定する方法による検証内容		
令第四十三条第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項		
令第四十三条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第四十六条第三項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十六条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		

構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法		
外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地		
構造耐力上主要な部分である部材の地面から一メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置		
構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	使用構造材料一覧表	
令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	令第四十条ただし書、令第四十二条第一項第二号若しくは第三号、令第四十三条第一項ただし書、同条第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号イ、同条第二項第一号ハ、同条第三項、同条第四項、令第四十七条第一項、令第四十八条第一項第二号ただし書又は同条第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	
令第四十二条第一項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十二条第一項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第四十二条第一項第三号に規定する方法による検証内容		
令第四十三条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法		
令第四十六条第二項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項		
令第四十六条第二項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法		
令第四十六条第三項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項		